国際比較で読み解くジェンダー・ポリティックス:北欧諸国を軸に

進藤久美子

(1) はじめに

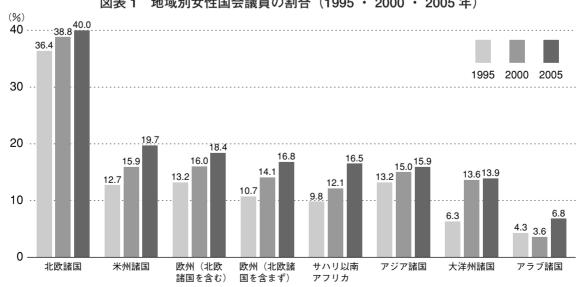
「静かな市民革命」:女性の政治的代表の増加

女性の政治的代表の著しい増加は、20世紀最後の 四半世紀のグローバルな現象である。それは、「静 かな市民革命」とも言える世界史上もっとも抜本的 な社会変革の試みであり、ジェンダー公正の視座か ら社会の再構築を目指す世界同時進行的な政治運動 でもある。

このグローバルな社会変革の政治潮流は、二つの 契機を持つ。ひとつは1970年代世界を席巻した第 二波フェミニズム運動が、「近代市民社会」の依拠 するジェンダーの力関係の不均衡=家父長制を浮き 彫りにし、意識高揚型の新しい社会変革のイデオロ ギーと方法とを提示したことである。1そしていま ひとつが 1975 年の国際女性年世界女性会議以来、 国連の開催した5度の世界女性会議を通して、ジェ ンダーの平等を達成するためには、女性の意思決定 の場への参画の増大が最重要課題であることが確認 されたことである。そして実際、1995年北京で開 催された第四回世界女性会議で、女性の政治的代表 を増大させるための数値目標が30%に設定された。 以後国連の要請に応じて先進国、後発国を問わない あらゆる国で、30%の数値目標に向けてのさまざま な取り組みがなされるようになった。2その結果、 たとえば世界 177 カ国の下院(衆議院に相当)の女 性議員の割合は、1991年に平均11%であったが、 2005年には16.2%に増大した。3

地域間格差

しかし女性の政治的進出は、その進展の度合いが 国や地域によって大きく異なっている点に止目する 必要がある。図表1は、1995年から2005年に至る 地域別女性国会議員の割合の進展を示したものであ る。4この表から次の3点を指摘することができる。 まず、女性の政治的進出に関して北欧諸国が他地域 を凌駕し、牽引している点である。同地域は、30% の数値目標が設定された 1995 年時点ですでに 36.4%を達成し、その後の10年間でも4%に近い 伸び率を示している。第二に、伸び率の最も高いの が大洋州諸国の7.6%であり、それに米州諸国の 7%、サハラ以南のアフリカ諸国の6.7%が続いて いる点である。こうした地域では、たとえば米州諸 国の過半数の国々で、クォータ制などの女性議員を 増加するための特別措置が講じられており、今後の 一層の女性議員の増加が想定されている。5



地域別女性国会議員の割合(1995・2000・2005年)

『女性展望』(市川房枝記念会)2006年9月号18頁

さらに第三は、高度に経済発展の達成された先進諸国で、女性の政治的進出がその発展に見合った形で進展していない点が指摘できる。このことは、図表2の国別女性国会議員比率の世界ランキング表(2006年、列国議会同盟の報告による)を見ると一層明確になる。たとえばイギリスで女性下院議員の割合は19.7%、世界第59位である。カナダは20.8%、第51位、アメリカでは15.2%と世界平均の16.2%を下回り、世界80位である。フランスは12.2%、100位である。日本にいたっては、9.4%で世界第122位、先進国の中で最も低い位置にあり、1991年の世界平均の11%にも至っていない。

他方 2006 年時点で 30 %の数値目標を超えた 国々は、アフリカ諸国で、ルワンダ、モザンビーク、 南アフリカ、ブルンジ、タンザニアがあり、米州諸 国では、アルゼンチン、コスタリカ、キューバ、欧 州地域では、北欧 5 カ国以外に、オーストリア、ベ ルギー、ドイツ、オランダ、スペインである。6

女性の政治的代表の増大:二つの見方

なぜ北欧諸国で、女性の政治的進出が他地域に際立って先行しているのだろうか。同地域でも 1970 年代初頭の女性の政治的代表は、平均 10 %代であった。「しかし 2005 年には、平均 40 %と、その後の 35 年間に 30 ポイントの急激な伸び率を示しているのである。他方でアメリカ、フランス、日本といった先進自由主義諸国は、その経済的発展とは裏腹

に、女性の政治的進出が他国とくらべて、際立って遅れている。もとよりこれらの国々においても、1970年代以降、女性の政治的代表は増加傾向を示している。たとえばアメリカで女性議員の割合は、70年代初頭には2%であったが、1995年には10.9%となり、さらにその割合は2005年には15.2%となっている。フランスでは、70年代初頭の2%から1995年に6.4%へ、そして2005年には12.2%へと増加している。*日本では、70年代、80年代をとおして、女性衆議院議員の割合は常に1%代に過ぎなかった。しかし94年に2.8%、97年に4.6%、2001年に7.5%そして2005年には、9.2%と急勾配の増加を示している。*

こうした地域間格差の大きい女性の政治的代表の 進展に関して二つの見方がある。ひとつは、政府の 見解にしばしば見られる公的楽観主義である。すな わち女性の政治的代表の傾向は継続するものであ り、かかる時間に差はあるが、ジェンダーの平等を 最終的にもたらすとする考え方である。たしかに、 1970年代から 2005年にかけての女性国会議員の増 加の伸び率を見るなら、北欧諸国が 4 倍、アメリカ、 7 倍強、フランスは 6 倍、日本、9 倍となり、時間 はかかるが、いずれは北欧並みの女性の政治的代表 は達成できるという見方もできる。

他方で悲観的な見方が根強く存在する。いわゆる 英米型の自由主義社会では、政治は基本的に男性世 界であり続け、政治の本質と機能は、基本的に女性

図表 2 世界女性国会議員比率ランキング(下院) 2006 年 10 月 31 日現在

順位	国	割合	順位	国	割合
1	ルワンダ	48.80%	12	ベルギー	34.70%
2	スウェーデン	47.30%	13	アイスランド	33.30%
3	コスタリカ	38.60%	17	ドイツ	31.80%
4	フィンランド	38.00%	51	カナダ	20.80%
5	ノルウェー	37.90%	59	イギリス	19.70%
6	デンマーク	36.90%	70	イタリア	17.30%
7	オランダ	36.70%	80	アメリカ	15.20%
8	スペイン	36.00%	91	韓国	13.40%
9	キューバ	36.00%	100	フランス	12.20%
10	アルゼンチン	35.00%	104	ロシア	9.80%
11	モザンビーク	34.80%	122	日本	9.40%
4 5 6 7 8 9	フィンランド ノルウェー デンマーク オランダ スペイン キューバ アルゼンチン	38.00% 37.90% 36.90% 36.70% 36.00% 35.00%	51 59 70 80 91 100 104	カナダ イギリス イタリア アメリカ 韓国 フランス ロシア	20.80 19.70 17.30 15.20 13.40 12.20 9.80

『女性展望』2007年1月号14~15頁より作成

にとって異質なものであり続けるとする見方である。ゆえに、そうした地域では、北欧型の女性の政治的代表の増加は期待できず、ある段階で頭打ちになるとする見方である。一体、女性の政治的代表の増加の北欧型進展と日本をはじめとする英米型進展の違いは、どのような異なる社会的背景に起因しているのだろうか。

ジェンダー・ポリティックスの問題視座

デンマーク、フィンランド、アイスランド、ノルウェー、スウェーデンの五カ国からなる北欧諸国は、比較的同質な歴史的伝統、文化遺産を共有し、その参加民主主義型の政治・社会構造が国際比較の中で別格の位置をしめている。全体で2千5百万人たらずの人口しか持たない同地域は、ルター派プロテスタントのキリスト教文化を色濃く持ち、平等主義的な民主政治と福祉国家を構築するための意識的な取り組みを共有する。10

そのため北欧諸国は、ジェンダーに焦点をあてた時、共通する点を多く持った国として取り扱うことができる。先に指摘したように議会での女性の代表は世界で最も高く、女性の労働市場の参画率はOECDの中で最も高い。一般的に同地域は、女性にフレンドリーな潜在能力を高く保有している地域であると言える。『しかしこのことは、必ずしも北欧地域が社会全域的なレベルで、ジェンダーの平等が達成されていることを意味しない。

たとえば 1989 年、「民主政治と権力に関するスウェーデン委員会」は、同国における権力のジェンダー・バランスに関する興味深い調査を発表した。それによると、意思決定に参画することのできる立場にいる女性(パワー・エリート)の割合は、政治分野で 31 %であるのに対し、文化部門では、23 %、マスメディアで 15 %、科学分野で 5 %であり、ビジネス・産業部門では、1 %にすぎない。12 このことは、世界で最もジェンダー平等が達成されていると考えられていた 1980 年代末の同国においてもまた、政治領域以外の社会生活の重要な分野でジェンダー平等への道は、はるかに遠かったことを示唆している。

この現実は、ジェンダー平等の進展に関する二つの疑問を内包している。ひとつは、なぜ政治分野のジェンダー・バランスが、他の社会領域に突出した形で同地域で進展しているのか、と言う疑問である。他地域と比較したとき、同地域のいかなる状況がそ

の進展を可能としているのだろうか。実際その傾向 は以後も継続し、2005年時点でその割合は 45.3 % と、ほぼジェンダー平等を達成するまでとなってい る。いまひとつは、はたして政治的ジェンダー平等 は、他の社会領域のジェンダー平等を誘引すること ができるのか、もしそうだとしたら、それはいかな る状況においてか、と言う疑問である。

こうした二つの疑問は換言するなら、ジェンダー・バランスのとれた政治ージェンダー・ポリティックスはいかなる状況で創出されるのか、そしてその政治は近代市民社会のジェンダー不均衡をどのように変容させるのかということを意味している。それはジェンダー・ポリティックスを構築する上で起点となる二つの抜本的な設問にほかならない。

そこで本稿では、北欧諸国における女性たちの近 年の政治的進出をひとつのモデルケースとして、同 地域でジェンダー平等を目指すジェンダー・ポリテ ィックスがどのように展開しているかを検討しよう とおもう。もとより政治的代表のジェンダー・バラ ンスが他の社会領域におけるジェンダー・バランス へどのような影響を及ぼすか、その政治的波及効果 こそが、ジェンダーの政治学が追求する最終的な目 的である。しかし本稿では紙幅の関係で、ジェンダ ー・ポリティックスのその第二の設問を十分検討す ることはできない。そこでまず本稿では、特に第一 の問題ージェンダー・ポリティックスを生み出す社 会的背景に焦点をあて検討しようと思う。そのため ここでは、北欧諸国におけるジェンダー平等政策の 歴史的経緯、圧力集団としての女性組織のあり方、 そしてこの地域に固有な政治文化の三点を軸に検討 を進めたい。

(2) ジェンダー平等の歴史的背景:男女平等の政 治的権利の付与

一般的に 1970 年代は、北欧諸国で「女性政策の 10 年間」と言われている。この時期、ジェンダー平 等のためのさまざまな政策が同地域で制定、施行された。そうした平等政策は、60 年代活性化された女性たちの政治意識を背景とし、以後 20 世紀末に向かって女性の政治的代表を激増させる契機となった。

しかし、その動きは、ジェンダーの平等にかんする公的関心が、この時期に突然溶出したことを意味 していない。20世紀末、北欧諸国における政治的ジ ェンダー・バランスの模索は、平等主義をひとつの 核にもつ同地域固有の政治文化の形成経緯をその背 景にもつ。そこでここでは、男女平等の市民的権利 の付与が北欧諸国でどのように展開したか、その概 略をまず跡付けてみよう。

地方レベル

そもそも北欧諸国で男性と平等な女性の市民的権利の付与は、20世紀初頭、他の欧米諸国に先行して施行された。その政治的権利の付与は19世紀末に、地方政治レベルで始まっていた。興味深いことに、地方政治への女性の政治参画の権利付与は、性による役割分担の伝統的価値にそった形で二様の展開を見せていた。

まずスウェーデンで 1862 年、フィンランドで 1865 年、アイスランドで 1882 年に女性の地方政治 の選挙権が一部認められた。この時被選挙権は認められず、選挙権も独身女性に限られていた。既婚女性は夫の保護下にあると考えられていたため、必要を認められなかったからである。最終的に地方選挙で男女平等の選挙権を女性が手にするのは、アイスランドで 1904 年、フィンランドでは 1917 年、スウェーデン、1916 年である。

他方デンマーク、ノルウェーの女性の地方選挙権は、社会的立場を異にする女性集団によって別々に与えられるのではなく、地方選挙の種類に基づいて与えられた。伝統的な性役割の価値にそって、女性が特別な社会的使命をもつと考えられていた分野ー子弟の教育役割及び社会の道徳的刷新役割一の選挙権が、まず女性に与えられた。そしてノルウェーでは、学校管理委員会委員選挙(1889 年)、市アルコール規制委員会委員選挙(1894 年)、教会区委員会委員選挙(1903 年)、デンマークで教会区委員会選挙(1903 年)等の参画権利が与えられた。こうした段階をへて最終的にノルウェーで1908 年、デンマークで1910 年に、地方政治レベルでの男女平等の政治的権利が女性に与えられた。13

国レベル

国レベルの議会選挙権は北欧でフィンランドが最も早く1906年であり、男女平等の選挙権がこの年一挙に実現した。それは同地域における前世紀からの女性運動と労働運動の結果であり、直接の契機は、日露戦争でロシア帝国が敗北したことにあった。1905年、日本に敗北したロシア国内で労働者の騒

動が起こると、それに呼応してフィンランドでも大ストライキが起こった(当時フィンランドはロシア帝国の一部)。その結果ロシア皇帝ニコライ二世は、フィンランドに性にかかわらない普通選挙にもとづく国民議会の設置を約束した。これによりニュージーランド(1893年)、オーストラリア(1902年)についで1906年、世界で第三番目に同地域で女性の選挙権が与えられた。しかしニュージーランド、オーストラリアでは被選挙権が与えられていなかったのに対し、フィンランドでは、被選挙権、選挙権が同時に与えられた。14

ノルウェーでは 1905 年、スウェーデンからの独立に関するレファレンダムが開かれた。この会議に女性の参加は認められなかったが、同地域の女性組織は、独立を支持した請願書を準備し、28 万名の女性の署名を集めた。この女性たちの集団行為は大きな衝撃を与え、その後の政党形成に貢献した。その結果 1907 年、女性に選挙権があたえられたが、当初財産規定がひかれた。すべての女性に選挙権が認められたのは 1913 年、世界で第四番目となる。15

デンマークでは、上院 (Landsting) が長い間女 性の参政権に強硬に反対していた。16 しかし男性の 普通選挙が導入された 1915 年に女性の選挙権も同 時に認められた。他方アイスランドでは、その数年 前に同地の議会(Iceland Alting)で女性の投票権 が認められたが、宗主国のデンマークが認可しなか った。その結果、デンマークの女性たちに選挙権が 付与された1915年、アイスランドの女性たちの選 挙権もまた認められることになった。しかしアイス ランドの女性たちの選挙権は、当初40歳以上の女 性に限定されていた。最終的に同国ですべての女性 に選挙権が認められたのは、1918年デンマーク主 権下で自治国家となった後の1920年であった。ス ウェーデンでも上院が長い間女性の参政権に反対し ていたが、第一次大戦後ヨーロッパを席巻した女性 参政権付与の波をうけて、1919年から21年にかけ て男女平等の選挙権が確立した。17

女性の政治的権利付与:北欧的特質

北欧諸国における女性たちの政治的エンパワーメントの特質は、ひとつに女性参政権の付与が他の欧米社会に先行していた点にある。通常国際社会において女性への参政権付与は、第一次大戦後と第二次大戦後に二つの波があり、欧米社会では多くの国が第一次大戦後に達成していた。しかし北欧諸国で、

その動きは19世紀末にはじまり、地方、国レベルいずれの女性たちの参政権も、スウェーデンの国レベルの参政権をのぞいてすべて第一次大戦終結時までに達成されていた。

しかも、国レベルでの女性たちへの政治的権利付与は、地方レベルのそれとは異なり、もはや性による役割分担の価値の上に施行されることはなかった。その政治的権利付与は、フィンランドやデンマークで男性の普通選挙導入時に、男女平等の政治的権利が確立していたように、人権に基づく平等主義の政治的原則に則ってなされていた。そのため北欧諸国のすべての国で、女性たちは選挙権を手にしたとき、同時に被選挙権も得ていた。

これに対し、北欧諸国を除く他の欧米の多くの国で第一次大戦後に女性参政権が実現した直接的要因は、人類史上未曾有の被害をもたらした世界大戦の結果、平和志向の性として認識されていた女性たちを新たな政治的資源として組み入れ、好戦的男性政治のチェック機能を期待したからに他ならなかった。18 換言するならこの事実は、北欧以外の欧米社会において、女性参政権付与は、政治領域の機能に、あらたに性役割分担を組み入れたことを意味していた。

一方で北欧諸国においては、人権論的平等主義という近代社会の理念に基づいて男女平等の政治的権利が付与された。他方で同地域を除く欧米社会においては、伝統的な性役割分担の価値の上に立って、男女同等の政治的権利付与がなされていた。男女平等の政治的権利付与の背後にあった、そうした政治意識の違いは、その後の女性たちの政治的進出が、北欧諸国で他の欧米諸国を大きく引き離して進展していく一因となることに留意する必要がある。

こうした 19 世紀末から第一次世界大戦にかけて 北欧諸国で他の欧米諸国に先んじて人権論の立場から男女平等の政治的権利が付与された背景に、同地域に固有の平等主義の政治文化があることが指摘されなければならない。ヨーロッパの他の地域と異なり、同地域は一貫した近代化の道をたどり、平等主義的な自由主義がしっかりと根を下ろした。それはデンマークの近代の歴史が示唆するように、封建制からの脱却が、まず王室自らの手によってなされ、フランスの場合のように、市民革命、アンシャンレジームの復活といった試行錯誤を経ず、一貫して民主化の道をたどったことにある。19 さらには、そうした平等主義的政治文化を背景に 19 世紀末の工業化初期の段階で労働運動が受け入れられ、労働組合 が資本家と政府の交渉パートナーとして受け入れられていた。それはまた、宗教復興運動から女性運動にいたるさまざまな市民運動が、社会的認知を受け、同地域における団体交渉の伝統をつくりあげていたことを意味している。²⁰

北欧諸国において女性たちの市民的権利を要求する運動は、ヨーロッパの他の地域と同様 19世紀中葉以降起こった。²¹しかし本論では紙幅の関係上、それぞれの国の運動を逐一、詳述することはできない。そこでここでは北欧諸国の女性運動の特質を指摘するにとどめたい。ひとつは、同地域のすべての国で 19世紀から 20世紀の世紀転換期に(アイスランドの 1930 年をのぞく)、それぞれの国の多様な女性組織を束ねる上部組織として女性組織全国委員会(National Council of Women's Organizations)が形成されたことである。それは、さまざまな女性の利益をひとつにまとめ、女性の利益と価値を主張する強力な圧力組織が形成されたことを意味した。²²

さらにそうした女性組織を含む北欧諸国の市民組織は、共通の目的に対して互いに影響しあい、地域横断的に協働していた。歴史的にそうした市民社会の共闘は、もともとは1830年代のスカンジナビア運動に端を発するが、それは当初の政治的・軍事的同盟を求めた運動から、19世紀の後半には、文化的同盟を求める動きへと変化した。そして1914年には、初めてのスカンジナビア地域の女性組織の間の協力関係が生れ、最終的にそうした動きは、1919年の北欧連合(Nordic Association)の設立に結実した。23 北欧諸国における、そうした地域横断的女性組織の共闘は、20世紀の世紀転換期の男女平等の政治的権利付与の場合と同様に、20世紀末の国際社会で、同地域の女性たちの政治的進出が、同時進行的に他の地域に先行する力となっていく。

(3) 20 世紀末の女性の政治的アクティヴェーション

社会・経済的背景

20世紀末の北欧諸国で女性たちの政治参画が急激に進展した背景に、二十世紀後半に顕現したいくつかの社会的要因がある。第一に女性たちの労働市場への著しい進入がある。

第二次大戦後の経済膨張は、欧米社会と同様北欧 地域においても、男子労働者だけではまかないきれ ない労働市場の拡大をもたらし、大量の女性が家庭 の外の仕事に就くようになった。²⁴ その結果、1980 年代初頭までには、労働市場の 50 %弱を女子労働 者がしめるにいたった。女子労働者が女性総人口の 中で占める割合も西ヨーロッパ(北欧圏を除く)で 平均 30 %、カナダ 38 %、アメリカ 40 %であった のに対し、スウェーデン、47 %、デンマーク 46 %、 フィンランド 45 %、アイスランド 44 %、ノルウェ ー 40 %と欧米社会をしのいだ。²⁵

他方で欧米社会と同様に同地域でも労働市場はジェンダー化され、女子労働者は、主としてサービス業、事務職などに集中し、保育、介護、教育などのパブリックセクターの仕事もまた女性が担った。ジェンダーで隔離されたそうした労働分野は、伝統的性役割分担の価値の上に形成され、社会的評価の低い、低賃金の領域であった。そのため男女の賃金格差は欧米社会同様顕著であり、1968年から70年のデータによると、フィンランド、ノルウェー、スウェーデンで女性労働者の賃金は男性労働者の2分の1から3分の2にしか満たなかった。26

また、雇用、非雇用にかかわらず女性は、家事、育児の伝統的な性役割を担い続け、その結果フィンランドを除く大半の北欧諸国で女子労働者の多くが、パートタイムの仕事に従事していた。しかし労働時間の男女間の比較は、1980年の調査では家事労働を含めると、フィンランド、ノルウェーで女性の労働時間は男性の 2 倍にのぼっていた。²⁷

第二の要因として、女性の教育水準の向上がある。 戦後の経済膨張と生活水準の向上は、欧米諸国と同様、同地域でも女子教育の高学歴化をもたらした。 60年代から70年代、教育制度が発展し、特にセコンダリー・スクール(10年間から12年間の学校教育)に進む女性が急増した。その結果1980年代初頭には、約半数の女性が高等教育をうけ、大学に進学する女性が男子学生をしのぐにいたった。28しかし他方で、女子学生の専攻する分野は、ジェンダー化された労働市場に呼応して、言語、人文科学、健康・ソーシャル・ワークの福祉関係分野や家政学、秘書学などに集中していた。

第三の要因として、この時期女性たちが、自らの身体に対する自己決定権を手にしたことがあげられる。1970年、デンマーク、フィンランドで、1978年、ノルウェーで「女性は自らの身体に対する自己決定権を持つべきである」という立場から中絶が合法化された。さらにフィンランド、アイスランドでは社会・医学的基準を導入した形で中絶が認められ

た。そのため女性たちは、歴史上はじめて自らの人生の計画―より少ない子供を持つ、何人の子供を持つ、いつ子供を持つか等々―を主体的に立てる機会を手にした。このことは女性が男性と対等の個人的資源を手にしたことを意味し、女性の政治的活性化に決定的効果を持っていた。

以上のような女性の高学歴化、労働市場への参画の増大とジェンダー化された職場での不平等経験、そして自らの体に対する自己決定権の掌握などの要因は、家庭の外の市民組織に多数の女性が参加する契機となった。それらはまた女性たちが、家族の一員としてではなく、個人として女性固有の利益を政治的に追求する社会的背景を構成した。

伝統的女性組織と第二波フェミニズムの女性組織

以上のような社会的状況を背景に 20 世紀最後の四半世紀北欧社会で、女性たちの政治的活性化が進展した。その触媒的機能を果たしたのが、70 年代グローバルなレベルで展開したフェミニズム運動であった。同運動は、19 世紀中葉以降欧米で展開した女性参政権運動を第一波フェミニズム運動と呼ぶのに対し、第二波フェミニズムと呼称された。「私たちの組織に所属するだけではなく、私たちのように行動しなさい」²⁹と主張したその運動は、女性たちの意識高揚を運動の第一義的目的とし、当初必ずしも公的機関への圧力集団として始まったわけではなかった。

そのためその運動は、意識高揚グループを社会変革の新しい主体にすえていた。それは3人以上の女性たちが集まり、自らの女性としての体験を語り合い、女性たちの受ける差別、そして女性固有の価値と文化とを認識し共有することで改革へのエネルギーとすることを目的としていた。それらの組織は、70年代雨後の筍のように欧米社会で生まれ、草の根の女性たちのジェンダー平等にむけての意識高揚と政治的コミットメントに決定的なインパクトを与えていた。

第二波フェミニズム運動はまた、「私的なことは 政治的なことである」³⁰と言うスローガンを標榜し た。そのスローガンは女性が個々に経験している私 的問題は、女性であるがゆえに他の多くの女性たち が経験する社会的問題であるから政治的に解決され るべきであると主張していた。そして運動は、私的 領域でのジェンダーの力の不均衡を解消するため に、公的領域に限定されない、私的領域の政治への 組み入れを求めた。

同時に運動は、女性を政治世界(公的領域)から 排除し続けているのは、男性をパンの稼ぎ手(公的 領域の住民)、女性を育児、家庭の護り手(私的領 域の住民)としつづける性による役割分担の社会的 価値によると鋭く糾弾した。その運動は、自由主義 イデオロギーの根幹を構成する私的領域と公的領域 の分離自体に真っ向から対峙し、公私の分離の解消 を通してジェンダーの階層性の平準化をもとめた。

第二波フェミニズムのこうした主張は、ジェンダーのバランスの取れた新しい政治ージェンダー・ポリティックスの開拓を可能とし、高度資本主義社会で閉塞状況におちいっていた伝統的な男性的権力政治に対するいまひとつの新しい政治の選択肢を提示した。

第二波フェミニズム運動が北欧諸国を席巻した当時、同地域には伝統的女性組織として、主婦連合、農婦連合、女権組織、政党の女性組織、労働組合の女性組織、社会的、人道主義的女性組織、宗教および禁酒女性組織、さらには軍事的女性組織が存在していた。³¹そしてそれらのさまざまな女性利益をひとつにまとめる上部組織として、20世紀の世紀転換期以来の女性組織全国委員会がそれぞれの国にあった。それは北欧諸国で最も長い間設立されていた、最大規模の市民組織であった。

通常、欧米諸国の 19世紀第一波フェミニズム運動で女性参政権を要求した組織は、女性参政権が達成された後、一旦解体されていた。しかし北欧諸国において、そうした女権拡張型の女性組織は、女性組織全国委員会とともに存続し今日に至っている。デンマークのフェミニスト政治学者ドルード・ダーラップは、過去 100 年以上もの間、伝統的女性組織が一定の圧力を維持し続けたことは、20世紀末の北欧諸国における平等政策の相対的成功に、決定的な意味をもつと指摘する。32

そうした伝統的女性組織は、新しいフェミニズム 運動のグループより、公的機関に対してより高次な 活動を展開していた。それらは、さまざまな女性の 利益を代表していたが、基本的に性による役割分担 を認めた上での男女の「平等な地位」と「平等な取 り扱い」を要求した。具体的に彼女たちは、一方で 女性の公的責任の増加一女性の政治的代表の増加や 北欧型民主主義に基づくコーポラティズムの政策決 定過程で、他の市民組織と同等のレベルで女性組織 の意見要求を公的機関が取り入れてくれることーを 要求した。そして他方で女性固有の問題を解決する ための公的取り組みを要求していた。実際 1970 年 代の平等政策は、そうした長い期間にわたる伝統的 女性組織の要求にこたえるものとして上程されてい た。

そうした伝統的女性組織に対し第二波フェミニズム運動の女性たちは、平等と言うより、解放を究極の目標としていた。それは近代資本制社会の生産と再生産の矛盾一生み、育てる性としての女性性とパンの稼ぎ手としての男性性の性役割分担一を解決し、女性の経済的依存を取り去ることで女性が究極的に解放されると主張した。そのため、当初意識高揚グループとして始まった運動は、次第に具体的要求として、6時間労働、完全な公的育児施設、集団協力的な住居等を主張するようになった。

さらに運動は、私的領域における男女の力の不均 衡一家父長制一の解消を目指し、売春、強姦、セク シャルハラスメント、ドメスティックバイオレンス といった男性の女性に対する肉体的、性的抑圧に焦 点をあてたジェンダーの新しい政策を提示した。³³ こうした解放イデオロギーとそこから派生するラディカルな政策提言は、1970年代初頭、衝撃的認知 をうけた。もとより伝統的女性組織も女性解放を目 的のひとつとしていたが、家父長的社会からの断絶 と言うラディカルな意味を持たなかったし、解放の 要求の中にセクシャリティや性による労働分化の問 題を入れなかった。

第二波フェミニズム運動の側からそうしたラディ カルな要求が起こったとき、北欧型の平等主義的民 主政治は、ジェンダーの不平等を解消するための新 しい要求に対処できると言うことを示す必要があっ た。デンマークのフェミニスト政治学者ドルード・ ダーラップとエリナ・ハーヴィオ=マニラは、北欧 の女性研究者たちが初めて行った同地域におけるジ ェンダー平等の実態に関する共同研究の報告書 Unfinished Democracyの中で、70年代に急激に進 展した北欧の一連の男女平等主義政策が、実は、第 二波フェミニズムのラディカルな要求と闘争をかわ すための阻止的方策一代理選択 (Co-option) 政策 であると結論づける。34平等主義的北欧世界にあっ ても、70年代はいまだ政治世界のメインストリーム に男性政治家たちが位置し、その時代の平等政策を 制定したのは、彼らの政治的価値であった。そのた め70年代彼らが必要と認めた男女平等政策は、北 欧的平等主義の政治的価値の範囲の中で彼らが許容

できるものであり、それは伝統的女性組織の主張する、性役割分担の上に立つ男女の平等を求める政策にほかならなかったと、彼女たちは指摘する。

たしかに第二波フェミニズムの目的は、既存の権力構造の中で男女の平等を主張する伝統的女性組織のイデオロギーをはるかに超えた、抜本的な社会の変革を求めるものであった。そもそも彼女たちは女性の抑圧を、階層的で搾取的な資本制社会の家父長制の中に見い出していた。そして男女平等の闘いは、既存の資本制社会の枠組みの中に求められるのではなく、資本制社会のジェンダー平等な組み換え一性役割分担の解消ーを求めるものでなければならないと主張していた。それは、性別役割分担に基づく北欧社会の伝統的自由主義資本制の抜本的変革の要求であり、男性政治家にとって大きな脅威となる主張であった。

1970年代初頭、第二波フェミニズ運動が台頭した当初、同運動のイデオロギーと伝統的女性組織のイデオロギーとの間には、以上のような大きな懸隔があった。しかし、女性の意識高揚を目指す第二波フェミニズムの運動論は、次第に伝統的女性組織の女性たちにも影響を及ぼし、彼女たちもまた女性が家庭の外の活動に従事しながら、男性と対等な地位と、取り扱いを受けることのできる社会を構築するためには、家事、育児の男女の共有一男女平等参加型社会のあり方ーを認識するようになった。そしてそのための同一価値労働同一賃金、一日6時間労働、デイケアの増設等々などの実際の政策課題で共闘する多くの課題を両者は持つにいたっていた。35

さらにまた後述するように、第二波フェミニズムのラディカルなイデオロギーは、70年代北欧の平等政策が制定、施行される過程で、それらの政策が単に制度上の平等(機会の平等)ではなく、より実質的な平等(結果の平等)をもたらすための、イデオロギー上のそして方法論的影響を及ぼしていた。

(4) ジェンダー平等への軌跡

60年代の平等論争

1970年代は、第二波フェミニズム運動がグローバルな社会的潮流となる中で、北欧諸国はもとより、たとえばアメリカでもまた一連の男女平等政策が制定・試行され、「女性政策の10年間」といわれた。36 しかし、70年代北欧諸国の男女平等政策の場合、それらは1950年代後半から1960年代、世界に先駆

けて同地域で起こった、性役割分担と平等に関する 広範囲な論争を経ていた。それは同時期のアメリカ 社会が、性役割分担の核家族社会に一切の疑義をも たず「古き良きアメリカ文化」の伝統を享受してい たことと大きく相違する。

50年後半から60年代に起こった北欧社会の平等 論争は、20世紀後半、同地域における女性の高学歴 化と労働市場への急激な参画、その結果として女性 の労働時間の増大とジェンダー化された労働分野と 男女の賃金格差など、主として労働の場における男 女の不平等状況を背景に起こっていた。論争はまず スウェーデンの著名な経済学者アルヴァ・ミュルダ ールらによって提起され、それが他の北欧諸国に波 及する形で展開した。³⁷

通常近代史上、ジェンダーの平等論争は、平等か保護かといった、相矛盾する二つのイデオロギーを内包する。それはそもそも、男女を基本的に同一と見るのか、あるいは相違していると見るのかという、二つの人間観に由来する。人権主義的平等論の立場にたつ19世紀女性参政権運動に代表される伝統的女性組織は、人間として男女は同一であり、ゆえに女性は男性と同等の人権を保障されるべきであり、男女は平等の取り扱いを受けるべきであると主張する。

それに対して教会活動などを軸に禁酒運動、売春婦更正運動などの社会改良型の女性運動を展開してきた社会派の伝統的女性組織は、産む性として女性は男性とは異なり、女性は男性とくらべて肉体的に脆弱であると指摘する。そして彼女たちは、社会的に男女が平等な立場に置かれるためには、女性は男性と同じ取り扱いではなくむしろ社会的に保護されるべきであると主張する。それは男女平等を人権問題としてみるのか、あるいは女性問題としてみるのかの相違でもあった。38

北欧諸国では、すでに男女平等の参政権が達成された後の1918年から27年にかけて一連の家族関係法を制定し、配偶者を平等な立場に置き、育児を両性の義務としていた。30 この一連の法制化は、他のヨーロッパ諸国に先がけて行われ、女性が少なくとも制度上、男性と同等な基本的人権を手にしたことを意味する画期的なものであった。それはまた、少なくとも理論上は、第二波フェミニズムの主張した性役割分担の解消の主張と同一線上にあるものでもあった。このことは、50年代末から60年代をとおして北欧社会で平等論争が再燃したとき、人権論的立

場に立つ男女平等主義がひとつの政治的価値として すでに受け入れられていたことを意味していた。

基本的人権としての男女平等を前提として展開し た60年代の平等論争一性役割論争は、伝統的女性 組織と第二派フェミニズムの主張の対峙として展開 するものであったが、具体的にその対立は、平等の 実現の仕方をめぐる論争であるともいえた。伝統的 女性組織は、平等主義に立ち、男女の「平等な地位」 と「平等な取り扱い=機会均等 | を要求した。それ に対し第二波フェミニズムは、その機会均等といっ た自由主義の支配的イデオロギーは、男女の物質的 平等や実質的平等な取り扱いを保障するのではな く、逆にそのイデオロギーは抑圧を維持し、その存 在を隠蔽すると主張した。そもそも出発点で男女の 不平等が存在するところで、機会均等はその不平等 を拡大こそすれ、縮小することにはなりえない。不 平等な立場に置かれた女性に特化した男女平等な施 策こそ必要である、と新しいフェミニストたちは主 張した。彼女たちは、女性運動の目標を男女の平等 に置くだけでは不十分であり、資本制下の家父長制 の解消こそ必要であると主張し、政治の私的領域へ の介入を主張した。

こうした第二波フェミニズムからの挑戦をうけ、 70年代平等政策が実際につくられる過程で、その政 策は、主として次の3つの争点を軸に形成されるこ ととなった。40第一は、法律のジェンダー中立原則 に関する争点である。それは男性と女性を同一のも のとしてとりあつかい、ジェンダー中立的法律にす るのか、あるいは女性の利益を特化させるべきなの かといった対立争点を意味した。第二に、その法律 は、単に消極的な差別の禁止(禁止法)にとどめる のか、あるいは、より積極的な目的を含むべきか (施策の制定法上の実施を指令する) が争点化され た。そして第三に、平等法は社会の特定の分野に限 定されるべきなのかが問われた。具体的にそれは法 律が、労働生活といった公的領域に限定されるべき か、あるいは私的生活を含む社会全域に及ぶべきか を争点としていた。

クウォータ制の導入と女性の政治的代表の増大

50年代後半から60年代を通して北欧社会で展開したこうした平等論争を背景に、次第に同地域のあらゆる政党がジェンダー平等政策を党政策に組み入れ、70年代、「男女平等」が政党政治の率先する新しい課題となっていった。そもそも労働者の立場に

たつ左翼系政党は、平等問題にセンシティブであり、 女性の利益の擁護者としての長い伝統を持ってい た。しかしこの時期、非社会主義系の政党もまた 「家族の立場を強め、男女の平等を奨励する」こと を要求するプログラムを志向するようになった。41

北欧諸国で、70年代あらゆる政党がイデオロギーを超え男女平等を党の政策課題として積極的に組み入れた背景に、戦後の同地域における高度産業資本主義と福祉政策の進展とがある点に留意する必要がある。伝統的に北欧諸国で政党は主として、農村対都市、労働者対資本家の利害対立を軸に形成されていた。しかし、戦後の高度資本主義化に伴う産業構造の変化と平等主義的な福祉国家の進展は、特殊な利益集団の見張り役としての政党の役割を低下させ、政党が文化的、道徳的争点を取り上げる機会となった。42

そもそも男女平等と言う形で設定された女性問題は、特殊な利益擁護を主張する強い特定な圧力集団が背景にあったわけではなかった。その一方で人権論に立つ平等主義は、北欧地域の政治的価値に深くくみいれられ、それは女性だけではなく男性もまた共有する価値であった。そのためあらゆる政党が、60年代の平等論争を背景に、70年代男女平等政策を、それぞれの党の最重要課題として取り上げるようになった。

そうした状況の中で 1970 年代中葉、同地域の左翼 系政党がジェンダー平等を実質化するため (結果の 平等を達成するため)、選挙時の党候補者に 40 %~ 50 %の女性を割り当てるクウォータ制を導入した。 1975 年、ノルウェーの社会主義左翼党 (Socialist Left Party) と リ ベラル党 (Liberal Party) が 40 %のクウォータ制を導入し、さらに 1977 年には デンマークで社会主義人民党 (Socialist People's Party) が同じく 40 %のクウォータ制をとりいれた。43

イギリスのフェミニスト政治学者アン・フィリップは、70年代北欧諸国における女性の政治的代表の画期的な増大は、同地域で他国に先んじて取り入れられたジェンダーのクウォータ制によると指摘する。44 そもそもクウォータ制は、60年代アメリカ社会で人種差別を取り去るためのアファーマティブ・アクション(積極的差別是正政策)の具体的方法として当時の大統領リンドン・ジョンソンの行政命令で取り上げられた政策であった。45 しかしその政策は、機会均等の伝統を強く持つアメリカ社会で定着することなく、逆に 20 世紀末のヨーロッパで、ジ

ェンダーの政治的バランスを達成する上で大きく貢献していた。

しかし北欧のフェミニスト政治学者たちは、先のフィリップの評価が必ずしも正鵠を射ているものではないと反論する。彼女たちは、北欧地域のどの国でもクウォータ制の憲法的制約はとられていないことを強調する。46 そしてなによりも、北欧諸国で大多数の政党がクウォータ制を導入したのは、1980年代であり、その時すでに70年代の同地域における女性たちの政治的躍進が見られたと指摘する。そのため、70年代の一部政党のクウォータ制の導入と70年代の女性の政治的躍進との間に直接的な因果関係は必ずしもあるとは言えないと主張する。47

しかし、現実には 60 年代の平等論争を背景に左 翼系政党が率先してクウォータ制を取り入れると、 対立する政党も刺激され、ジェンダー平等への取り 組みへの連鎖反応を引き起こしていた。そして具体 的なクウォータ制の導入は 80 年代になるにしろ、 70 年代多くの政党は、女性票を得るための女性議員 を起用する達成目標の設定等の試みを行っていた。 その結果たとえばスウェーデンで、1974 年の選挙 で、女性議員の数は一挙に 14 %~ 21 %へ躍進して いた。48 あるいはまたノルウェーで女性議員の割合 は 1973 年の 15.5 %から 81 年には 25.5 %へと激増 していた。49

「男女平等委員会」の設置と平等法の制定

「女性政策の10年間」と言われた1970年代の北欧地域におけるいまひとつの進展は、すべての北欧諸国で、ジェンダー平等の問題を取り上げるための政府機関、「女性の地位に関する委員会」が設置され、男女平等のための法律、法令、推薦、計画が討議、改正、是認されたことである。1972年、ノルウェー、フィンランド、スウェーデンが、75年デンマーク、そして76年アイスランドがそれぞれ「男女平等委員会」を立ち上げた。ノルウェー、スウェーデン、デンマーク、フィンランドでそうした政策を動かす中心となったのは、70年代同地域で与党となった社会民主党であった。しかし同時に他の多くの政党も積極的に平等政策を支持していた。50

「男女平等委員会」の主要な課題は、平等法の作成にあった。男女平等法のイデオロギー上の目的やそれを達成するための具体的手段は、裏を返せば政治システムが女性利益を保護する目的とその具体的手段とを意味していた。そのためその法律は、先に

指摘した三つの争点一どの程度法律のジェンダー中立性を維持するのか、消極的あるいは積極的差別是正とするのか、差別禁止の分野の特定化をすべきか否かを軸に争点化され、それぞれの国の平等法へと結実していた。

アイスランドの平等法(1976年)は、主として禁止法であり、その目的は雇用に向けられていた。具体的に、雇用主のジェンダーに基づく差別を非合法化した。さらに求人や広告で女性差別をすることを非合法とした。学校、教育機関は、平等教育を提供し、教材に差別的内容を含まないこととされた。平等法の施行は、「平等な取り扱い委員会」(Equality of Treatment Board)が扱い、同委員会は、問題を法廷に持ち込む権限を持った。さらに平等法に違反した場合は罰金あるいは補償が課せられた。51

デンマークは北欧諸国の唯一の例外として、二つの平等法をもっている。まず、1976年に男女平等賃金法が、78年に男女平等取りあつかい法が制定された。男女平等賃金法は、当時北欧諸国で唯一デンマークだけが加入していた EC (欧州共同体)の男女平等賃金令に基づき制定されたものであった。同法は、雇用主に男女の同一価値労働に対して、同一賃金を支払うことを要請し、労働組合と雇用主との間で同一賃金の集団的合意がない職場に適用されるとされた。同国の「男女平等委員会」は、不服申し立てを個人、組織から受け入れた。同法に違反の申し立ては、法廷にもちこむことができた。EC の指導のもとに制定されたこの法律は、ジェンダー中立、差別禁止立法であり、その範囲は労働生活に限定された。

男女平等取り扱い法は、性を基にした一切の差別を禁止した。しかし例外として「優遇政策(ポジティヴ・アクション)」52によって、女性の地位を改善する場合は認められた。その場合、男女平等委員会に申し立て、性差別の一般的禁止からの特免をもらうことが義務付けられた。男女平等賃金法と同様に、この法律もまた労働組合と雇用主との間で優遇政策の集団合意がなされていない職場に適用された。しかしこの法律を実施するための特別の機関は設置されず、「男女平等委員会」は、法律を自発的に遵守することを要求できたが、個々の不服申し立ては法廷でなされた。53

ノルウェーでは男女平等地位法が 1978 年に制定 された。同法は第一章でその目的を、女性の地位の 向上と明記しているが、基本的に差別禁止法である。 同法は原則上、社会全域的領域に適用されるが、私 的生活との関連では施行されない。また、同法の目 的にかない、男女の平等な地位を促進するものであ るかぎり、男女に対する異なる取り扱いは、一般的 差別禁止に違反しないとし、ポジティヴ・アクショ ンを認めていた。同じ雇用主のもとでの男女の同一 価値労働同一賃金は守られるべきとし、任用、昇進、 解雇などでの一切の差別的取り扱いを禁止した。 1982年以降同法は、政府の審議会委員のジェンダ ー構成についても適用され、また性を軸とした広告 上の差別も禁止した。

この法律を実施するために、(1) 男女平等地位委員(ノルウェー語でオンブッド)(2) 男女平等地位控訴委員会(3) 法廷(Court of Justice)の三つの組織が設定された。オンブッドの最初の役割は、不服申し立てに対する自発的解決を要請するものである。失敗すると第二の男女平等地位控訴委員会に持ち込むことができた。同委員会は、差別禁止を守る事を権限付けられていた。第二段階で解決できないとき、さらに法廷に持ち込むことができたが、同法廷では労働法廷(Labor Court)の領域の決定はできなかった。54

スウェーデンでは、1979年に平等法が制定された。同法は二つの部分から構成され、ひとつは、性差別の禁止であり、いまひとつは雇用主に男女平等達成のために積極的にかかわることを要求していた。第一の目的に対する違反行為は法廷での解決が求められた。さらに男女平等機会オンブッドマンと男女平等機会委員会が第二の目的を施行するために設置された。55

フィンランドで最初に性差別法が議会に上程されたのは、1975年であった。しかし実際には 1980年、国連の女性差別撤廃条約に批准したことを契機に当時の与党であった労働党のもとで制定された。その平等法は、第一に性による差別の一般的禁止を行い、第二に労働生活における差別の禁止、そして第三に、男女の平等な地位を達成するための積極的な行動をとることが要請された。しかし、家族生活と個人的状況はその適用範囲から除外された。56

国内行動計画

1975 国際女性年に国連が開催した第一回世界女性会議は、世界行動計画を発表し、それぞれの国が国内情勢にあわせてジェンダー平等のための国内行

動計画をたてることを要請した。その結果 1979 年 スウェーデンで、1980 年フィンランドでそして 1981 年ノルウェーで国内行動計画が制定された、 スウェーデン、フィンランドの国内行動計画は、日 本の場合と同様政府レベルの承認であり、ノルウェ ーでは議会の承認を経ていた。デンマークとアイス ランドの国内行動計画は、男女平等地位委員会レベ ルの合意であり、政府も議会もともにその国内行動 計画には関与しなかった。

国内行動計画は、教育、雇用、家族、政治参画等 をとりあつかっていた。スウェーデンの国内行動計 画『ステップ・バイ・ステップ』は、60 にのぼる方 策とガイドラインを設定し、ジェンダー化された教 育と職業選択の解消、労働時間の短縮(6時間労働)、 男女平等教育のための基金設立等が掲げられた。フ ィンランドは40の提案をし、すべての労働者を対 象とした労働時間の短縮、教育、訓練の男女平等、 公的サービス機関での女性の地位の改善等を目標と した。さらにファロー・アップのための年間報告を 首相府に提出義務とした。ノルウェーの行動計画は より特化され『教育と雇用に関する女性の地位を改 善するための両性の平等行動計画』とされた。さら に同国では行動計画とともに男女平等権法を 1981 年制定し(1978年の男女平等地位法を発展させた もの) 各政府審議委員会は、それぞれの性を代表す るすくなくとも二人の代表者を決めなくてはならな いとした。同原則は6年後の1987年さらに改正さ れ、各審議委員会はそれぞれの性が 40 %の割合を 占めるべきとするクウォータを明文化した。57

地方レベルの平等政策

地方レベルの平等政策もまた、1976年から81年にかけて、すべての北欧諸国で新しく試みられた。 ノルウェー、アイスランド、フィンランドでは、国レベルとは別個の「男女平等地位委員会」が設置された。スウェーデンは、地方レベルで平等政策の活発な取り決めをすることが要請された。しかしデンマークでは、地方委員会からの反対に会い、地方に別個の平等地位委員会を設立することは棚上げとなり、国家機関と公立、私立機関の中に地域の機会均等コンサルタントや平等委員会を設置した。58

北欧諸国の間で、地方の「男女平等地位委員会」 のあり方に以上のような差があったが、基本的にそれらは、北欧諸国における地方分権主義の伝統を男 女平等政策にも援用するものであった。そのため北 欧諸国で地方の平等政策に関して次の二点で合意があった。ひとつに中央政府は、地方の自発的方策を認め、地方レベルでどのように平等を促進するかは、それぞれの地域の方針によるとする点である。さらに第二に中央政府は、地方間の複雑性を認め、それらの間の統一を要求しないとすることであった。59

20世紀末のジェンダー平等政策に見られる北欧的特質

以上のように北欧諸国における 70 年代の平等政策の進展を跡付けてみると、そこからいくつかの北欧的特質が浮かび上がる。

まず指摘されなければならないことは、同地域における 70 年代の女性の政治的躍進と平等法の制定が、相互に連動して展開していた点である。そしてその展開は北欧固有の平等主義の政治文化の中で、50 年代後半から 60 年代に同地域で展開した性役割、平等論争の中から、内発的に生まれていた。具体的にその動きは、70 年代同地域で政治的躍進を遂げた社会民主党をはじめとする左翼系政党を軸に保守系政党をも含めた、あらゆる政党のジェンダー平等への自発的取り組みによるものであった。

通常 70 年代から 80 年代世界のあらゆる国で制定された男女平等法や男女平等のための国内的取り組みは、国際女性年および国連女性の十年に開催された世界女性会議を通して国連の行使した外圧によるものであった。 60 そしてまた 70 年代以降にグローバルなレベルで進展した女性の政治的代表の増大も、国連の開催した世界女性会議とその行動綱領を触媒としていた。 61

たしかに国連を軸とした国際社会の動きは、北欧諸国の女性政策にも国内行動計画を策定する段階で影響を及ぼしていた。しかし 1970 年代北欧諸国の平等政策の特質は、世界の他地域と異なり、国連の動きに先行して展開していた点にある。1975 年の第一回世界女性会議の前にほとんどの北欧諸国ではすでに、男女平等地位委員会を設置し、平等法の作成にとりかかっていた。その結果、1979 年国連総会が、「女性差別撤廃条約」を採択したとき、フィンランド(1980 年)を除くすべての北欧諸国で、すでに平等法が制定されていた。

70年代北欧諸国の男女平等政策が、19世紀末以来の同地域固有の平等主義的政治文化を背景に、50年代後半から60年代を通して展開した性役割/平等論争の中からうまれたという現実は、同地域の平等法の枠組み設定に大きな意味をもっていた。この時

期北欧諸国で制定された平等法は、基本的に、ジェンダー中立、差別禁止法であり、その施行対象は主として雇用に向けられ、第二波フェミニズムの主張した、法律の私的領域への介入は、原則施行されなかった。

それらの平等法は、伝統的女性組織の要求した男女「平等な地位」と「平等な取り扱い」をくみ上げた形で制定された。男女平等の目的は、男女平等の地位の達成を通して行われるべきであり、その目的のために、ジェンダー中立政策を用いるべきであるといった、考えが北欧諸国で標準的な方式であった。62 そしてそうした政策の背景に、人権に基づく男女同一・同等の取り扱いを主張する19世紀末以来の平等主義の政治文化があった。そのため60年代の平等論争をへて70年代北欧諸国で制定された平等法は、労働市場における資源として女性を男性と同等の立場に置き、同等に取り扱うための、労働時間の短縮、同一価値労働・同一賃金の原則を明記するものとなっていた。

70年代北欧諸国の男女平等法の特質は第二に、同法がジェンダー中立、差別禁止法の立場をとっていたにもかかわらず、女性の立場を向上させるため女性に対して特別にとられる優遇政策(ポジティブ・アクション)は、差別に含まれないとした点である。それは機会均等を確認する差別禁止法をさらに一歩進めた積極的な効果をもたらしていた。

そうした女性に対する優遇政策の背後には、70年 代北欧諸国を席巻した第二波フェミニズムの主張が あった。第二波フェミニズムは、単なる平等な地位 と平等な取り扱いを規定する法律は、結果の平等を もたらさないことを指摘していた。人権論としての 男女同一、同等な立場、同様な取り扱いを要求する 政策だけでは、現実の社会の出発点が不平等な二つ のグループを平等にとりあつかっても、結果の平等 は決して達成されない。それはリベラリズムの古典 的ディレンマに他ならない、と彼女たちは主張した。 そうした主張を反映し、70年代北欧諸国の平等法は、 女性の地位を向上し、男女平等を達成するための女 性を優遇する政策を積極的な差別として一般的差別 から除外し、認めた。そのため先に見たようにすべ ての国の平等法は、そうした積極的差別是正原則を とりいれていた。そのポジティブ政策の動きはまた、 70 年代に左翼系政党が取り入れ、80 年代ほとんど の政党が採用した選挙時の女性候補のクウォータ制 へと連動し、同地域における女性の政治的代表の躍 進につながっていた。

北欧の平等法の第三の特質は、その施行方法にある。平等主義的リベラリズムの政治伝統を持つ同地域で、男女平等の目標は、あくまでも自発的行動によって達成されるべきであるという自由主義社会の原則に則っていた。そのため具体的な方策は、最小限の強制と、さまざまな宣伝キャンペーンで最大限のインパクトを期待するものであったと言える。しかし個人の自発的取り組みを重視する一方で同時に、平等法を自発的な取り組みによる制度上の原則としてとどめるのではなく、実質的に実現可能とするための一歩進んだ取り組みもまた、それらの平等法には組み入れられていた。

たとえばそれは、平等法を施行するための特別な機関の設置であり、アイスランで「平等な取り扱い委員会」、ノルウェーで「男女平等地位委員会(ノルウェー語でオンブッド)」、「男女平等地位控訴委員会」、スウェーデンで「男女平等機会オンブッドマン」と「男女平等機会委員会」などが設置された。それらはいずれも、社会の不平等を監視する機関であり、不服申し立てを受け入れる特別の機関であった。同時にそれらは不服申し立てを法廷に持ち込む権限をも有していた。あるいはデンマークのように、個々の不服申し立ては法廷に持ち込まれたが、同時に従来からの「男女平等委員会」は、法律を自発的に遵守することを要求する権限を持った。

最後に、20世紀末の北欧諸国の平等政策は、単に 国レベルで独自に制度化されたのではなく相互に審 議し、影響しあっていたという点が指摘されなくて はならない。1974年12月、北欧閣僚委員会 (Nordic Council of Ministry) は、「すべての政府は、 平等問題に関して、他の北欧諸国の政府と審議し続 けるための人員を任命すべき と決議した。そして 1979年に北欧閣僚幹事会委員の設置がきまった。 それをうけてノルウェー、デンマーク、アイスラン ドは独立した事務局をもつ諮問機関をフィンランド とスウェーデンでは、事務局が内閣府と労働省にリ ンクする機関をもった。それぞれの委員会には労働 組合、雇用主が代表を送り、デンマークではさらに 全国女性委員会が代表権をもった。1982年にはよ り広範な行動綱領が承認され、北欧地域におけるジ ェンダー平等の足並みをそろえた進展が模索されて いた。⁶³

(5) 政治文化とジェンダー平等の国際比較─まと めにかえて

政治的ジェンダー平等に連動する社会的ジェンダー 平等

以上のような男女平等政策の下で、20世紀の最後の四半世紀北欧諸国で、政治的領域にとどまらない、経済的領域あるいは社会的領域においてもまたジェンダーの平等が進展した。たとえば図表3は、1990年から97年にかけての、製造業における男女の平均賃金の格差の国際比較を示している。64 そこから先進諸国で最も賃金格差の少ない上位十ヶ国に、北欧の四ヶ国が占めていることがわかる。(アイスラ

図表 3 男性を 100 とした製造業における女性の平 均賃金、1970 年、1980 年及び 1990 年

地域・国	1990	1980	1970
ミャンマー	97	86	84
エルサルバドル	94	81	82
スウェーデン	89	90	80
スリランカ	88	75	
ノルウェー	86	82	75
デンマーク	85	86	74
オーストラリア	82	79	57
フランス	79	77	
フィンランド	77	75	70
オランダ	77	80	72
ギリシア	76	68	68
ベルギー	76	70	68
コスタリカ	74	70	
ケニア	74	62	
ドイツ	73	73	70
ザンビア	73		
ハンガリー	72		
ポルトガル	72		
スペイン	72		
アイルランド	69	69	56
スイス	68	66	65
イギリス	68	69	58
アメリカ	68		
日本	41	44	

出所:『世界の女性 1995年-その実態と統計』 300頁より作成 ンドは、統計が取られていないので不明)。しかもそれら四ヶ国でこの20年間の賃金格差の縮小率は10%前後にのぼっている。他方で、イギリス、アメリカは68%で、先進諸国の中で男女の賃金格差の大きい部類に属し、日本に至っては41%で80年から90年にかけての伸び率は、3%である。

あるいはまた図表 4 は、政治的力のジェンダー・バランスを、先に見たような女性の政治的代表の増大にとどまらず、1994 年時点における大臣、副大臣の女性割合から見たものである。ここでもまた女性大臣にかぎって言うなら、上位六ヶ国のうち四ヶ国を北欧が占め、アメリカは 14 %で世界 17 位である。日本は、細川内閣時に 14 % (2 名)、村山内閣時 7 % (1 名) であった。65

さらに男性が家事労働の中で、育児にかかわる割合を示したものが図表5である。私的領域での労働のジェンダー共有は、女性の家父長制からの解放をもとめた20世紀末のフェミニズムの最も重要な主張であった。ここでもまた男性が育児に積極的にかかわっている国上位14カ国に北欧の四カ国が占め、それらの国では、育児時間の1/4~1/3強を男性が担っていることを示している。男性の育児時間の割分は、アメリカ、イギリスがそれぞれ28%、24%で比較的健闘しているが、日本は12%と際立って遅れている。66

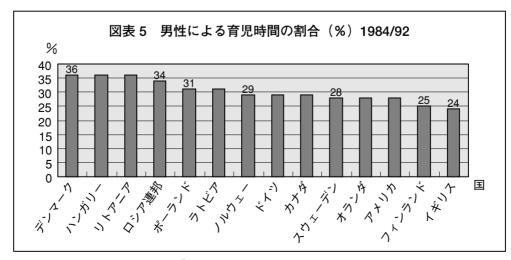
こうした一連の統計は、本稿の「はじめに」で提示したジェンダー・ポリティックスの二つの命題の第二番目の問題—政治領域のジェンダー・バランスが他の社会領域のジェンダー・バランスにどのような影響を及ぼすか—に対する解答を示唆している。すなわち北欧諸国で20世紀最後の四半世紀に進展

図表 4 大臣、副大臣の国際比較、1994年時点

順位	地域・国	女性の割合(%)	
		大臣	副大臣
1	フィンランド	39	17
2	ノルウェー	35	49
3	オランダ	31	10
4	セイシェル	31	21
5	スウェーデン	30	4
6	デンマーク	29	11
7	バハマ	23	35
8	ブータン	22	0
9	トリニダード・トバゴ	19	13
10	グアテマラ	19	7
11	サンマリノ	17	43
12	スイス	17	0
13	リヒテンシュタイン	17	0
14	アイルランド	16	15
15	ドイツ	16	5
16	オーストリア	16	5
17	アメリカ	14	26
18	カナダ	14	20

出所:『世界の女性 1995年-その実態と統計』 302頁より作成

した政治領域におけるジェンダー・バランスは、他 の社会領域のジェンダー・バランスにポジティブな 形で連動していた。そして同時期、同地域では、政 治的ジェンダー・バランスのみならず、経済的・社 会的側面でのジェンダー・バランスもまた、他の地



出所:『世界の女性 1995年-その実態と統計』 225頁より作成

域を凌いでいた。

それは、北欧諸国の平等法に顕著なように、女性の意思決定の場への参画の上にたつ平等政策自体が、単に制度上の平等ではなく、結果の平等を希求する具体的政策(たとえば同一価値労働・同一賃金)と施行方法(オンブズマン制度)を導入していたためである。そうした平等政策のあり方はまた、同地域に根付く平等主義的政治文化を背景に、平等の実質的達成への問題提起が第二波フェミニズムの女性たちによってなされ、彼女たちの主張が政策決定に反映されていたからに他ならない。

もとより「はじめに」で指摘したように、政治領域のジェンダー・バランスが他領域のジェンダー・バランスへどのように連動するかといった、ジェンダー・ポリティックスの課題は、個々の政策を詳細に検討しなくてはならない。しかし本稿では紙幣の制約上、政治的ジェンダー・バランスをほぼ達成している北欧諸国で、他領域のジェンダー・バランスもまた、それに連動する形で達成されつつある現実を示唆するにとどめたい。

政治文化とジェンダー平等:国際比較

そこで最後に、「なぜ北欧諸国で、ジェンダーの 政治的平等が他地域に先行するのか」といった本稿 の「はじめに」で提起したジェンダー・ポリティッ クスの第一の課題をグローバルな視座から比較検討 し、本稿のまとめとしたい。

周知のように、北欧諸国もまた日本や他の欧米諸 国と同様、自由主義に基づく民主主義の政治体制を とっている。しかし本稿の冒頭で指摘したように、 同じように自由民主主義の政治体制をとる経済先進 国アメリカ、イギリス、フランス、日本と比べると、 北欧諸国のジェンダー・ポリティックスの進展はそ れらの国々をはるかに凌いでいるのである。

20世紀最後の四半世紀にグローバルなレベルで進展したジェンダー平等政策は、国連の主導によるものであった。それに対し、70年代以降の北欧社会の平等政策は、60年代の平等論争から内発的に展開していた。その60年代平等論争は70年代、女性の政治的増大の離陸へつながり、さらには、すべての北欧諸国で「平等委員会」の設置へと発展していた。そして、まず男女平等のための基本的法律一男女平等法一が制定され、その施行のため特別に権限の与えられた機関が設置された。そしてその後に国連の要請に応じる形で、教育、雇用、家族、政治参画な

どの具体的領域でジェンダー平等政策の国内行動計画が策定されていた。それは、20世紀末同地域で、女性の政治的代表の増大を含むジェンダーの平等が大きく進展する要因であった。

他方でアメリカ社会では、同時期、そうした平等法の制定に失敗していた。あらゆる社会的分野での性による差別を禁止する、男女平等のための憲法修正(ERA)は、70年代のアメリカの女性運動を牽引する政治争点であった。しかし、1972年連邦議会を通過したERAも1983年、最終的に憲法修正に必要な3/4の州批准に失敗し、アメリカの女性たちは、今日に至るまで平等法を手にしていない。67

あるいは日本の場合、北欧社会で男女平等法が制定された20年後の1999年に男女共同参画社会基本法が、制定、施行された。しかし北欧社会でジェンダー平等の実現を大きく牽引したいわゆるポジティヴ・アクションの法令化は、日本的政治文化にそぐわないものとされ、同基本法では勧告にとどめられていた。

なぜ同じように、自由民主主義の政治システムの 国家で、ジェンダー平等の政策に以上のような懸隔 がみられるのだろうか。デンマークのフェミニスト 政治学者バート・シムは、イギリスやアメリカ(そ してアメリカ型政策に追随し続ける日本)など、自 由主義の政治的伝統の強い国家の民主主義を「消極 的民主主義」と名づけ、北欧型民主主義のあり方ー 「積極的民主主義」と対峙させる。68

周知のようにイギリス、アメリカ型のリベラリズムの伝統は、個人の権利に高い価値を置く。シムによると、そうした国々では伝統的に個人の市民的、政治的権利が社会的権利に優先する。国家の抑圧から解放された個々人の自由を強調し、国家の家族への介入を唾棄する。そのような政治文化を持つ国で政治は、市民的自由を抑圧するものとして認識されるため、政府を社会的不平等や男女の不平等を解決する手段として使おうとする政治的意識に欠如していると、シムは指摘する。

他方で北欧諸国は、近代化へのプロセスで労働組織や他の市民組織が、資本家や国家機関と共に、政策決定の一員として組み入れられたコーポラティズムの伝統を持つ。そのため政治は、市民的ニーズを満たすものとして積極的にとらえられる。そうした政治文化を持つ国で政府は、個人の自由の抑圧機関としてではなく、個人と社会の安寧のために積極的に活用されるものとして認識される。その政治的価

値はまた、自由民主主義の政治的枠組みの中でも、可能なかぎりの社会的平等を希求し、社会民主主義の政治を受け入れる土壌をもつことになる。ジェンダー平等政策の大きく進展した70年代北欧諸国で、政治的与党はおしなべて平等政策にセンシティブな社会民主党あるいは労働党であった。しかし同時に、保守系政党もまたジェンダーの平等を積極的に党の課題としていたことは、留意すべきことである。

北欧社会と同様に、たとえばアメリカもまた伝統的に平等主義(エガリテリアニズム)の伝統を色濃く持つ国である。しかし同国では、個人の能力と努力に基づいた自由な競争を何よりも尊ぶ政治文化の中で、出発点の平等=機会均等こそが、平等の原点とされる。そこでは、結果の不平等は個人の責任とされ、政治を社会的不平等の解決の手段として使うことを唾棄する。換言するなら、男女平等教育のほぼ達成されたアメリカ社会ので、男女の社会的不平等は、女性たちの「能力と努力」の不足によるものであり、国家が結果の平等を達成するための特別措置をとることは、逆差別につながるとされる。

先に指摘したように、機会均等ではなく結果の平 等を求めて、出発点で不平等な立場に置かれたもの たちに、政治が積極的な優遇政策をとることで、結 果の平等への道につながるとした、いわゆるアファ ーマティブ・アクションは、1960年代中葉、ジョ ンソン米国大統領の行政命令で初めて政策として具 現化された。それは、世界に冠たる民主主義国家ア メリカの恥部である人種差別を何とかして取り去ろ うとする試みの一旦としてうまれていた。™しかし そのアファーマティブ・アクションは、機会均等を 何よりも重んじる自由主義の政治文化を持つアメリ カでは、ジェンダーの平等に関して定着せず、ポジ ティブ・アクションとして、逆にヨーロッパ社会に 大きな影響をもたらし、70年代北欧社会で積極的に 取り入れられ、同地のジェンダー平等に貢献してい た。

北欧諸国のフェミニスト政治学者による初めてのジェンダー平等に関する同地域の実態調査報告書 Unfinished Democracy は、つまるところ、ジェンダー平等政策といった人類の大義にかかわる価値志向型の政治は、最終的には「コンシャス・ポリティックス(良心の政治)」によるところが大であると結論づける。『具体的にそれは、民主主義社会において政策は、政策決定者によって世論を背景につくられるものであり、ジェンダー平等政策といった価

値志向型の政策は特に、世論と政策決定者の価値に依拠することを意味している。それはとりもなおさず、その国と地域が長年の歴史の中で培ってきた政治文化であり、人々の共有する政治的価値にほかならない。72

[本稿は、2005 年度東洋英和女学院大学現代史研究 所の研究助成金を受けた。]

注

- 1 進藤久美子『ジェンダー・ポリティックスー 変革期アメリカの政治と女性』新評論、1997 年、86~99頁。
- 2 進藤久美子『ジェンダーで読む日本政治』有 斐閣、2004 年、202 ~ 204 頁。
- 3 『女性展望』2006年1月、市川房枝記念会 出版部、13頁

Raaum, Nina Cecilei, "The political representation of women: a bird's eye view" in Karvonen, Lauri and Selle, Per ed., Women in Nordic Politics: Closing Gap, Dartmouth Publishing Company, 1995, p.33.

- 4 『女性展望』2006年9月、18頁。
- 5 A Joint Project of International IDEA and Stockholm University, "Global Database of Quotas for Women,"

http://www.quotaproject.org/country.cfm.

- 6 『女性展望』2007年1月、14~15頁。 南アフリカ (32.3%) ブルンジ (30.5%) タンザニア (30.4%) オーストリア (32.2%)
- 7 Sivard, Ruth Leger, Brauer, Arlette, Cook, Rebecca, Women...a world survey, World Prioritie4s, 1995, p.43. (アイスランドの 2 % を除く)
- 8 『同掲書』, Inter-Parliamentary Union, Women in Politics: 1945~2000, p.16, Geneva, 2000, 『女性展望』 2006 年 1 月、12 頁~ 13 頁。
- 9 内閣府『平成 15 年版 男女共同参画白書』 国立印刷局、p158.
- 10 Haavio-Mannila, Elina and Skard, Torild "The arena for political activity: the position of women in the Nordic societies today" in Haavio-Mannila, Elina, Dahlerup, Drude et al ed., *Unfinished Democracy: Women in Nordic*

Politics, Pergamon Press, 1985, p.1.

- 11 Jonasdottir, Anna G. and Fehr, Drude von der, "Introduction: ambiguous timescontested space in the politics, organization and identities of gender," Fehr, Drude von der, Rosenbeck, Bente, and Jonasdottir, Anna G. ed., Is there a Nordic feminism?; Nordic feminist thought on culture and society, UCL Press, 1988, p.25.
- 12 Karvonen, Lauri, and Selle Per, "Introduction: Scandinavia: a case apart" Women in Nordic Politics, P.6.
- 13 Skard, Torild and Haavi-Mannila, Elina, "Mobilization of Women at Elections," Unfinished Democracy: Women in Nordic Politics, pp.37~39.

Borchorst, Anette, "Research on Women in Political Decision Making in Denmark," Gender, Empowerment, and Politics Program, Working paper, No.2, Kopicentralen Aalborg University Press, 1997. p.39.

- 14 Skard, Torild et.al "Mobilization of Women at Elections," *Unfinished Democracy*, pp.37~38.
- 15 Halsaa, Beatrice, "A Strategic Partnership for Women's Policies in Norway," Nijeholt, Geertjy Lycklama a, Vargas, Virginia and Wieringa Saskia, ed., Women's Movements and Public policy in Europe, Latin America, and the Caribbean, Garland Publishing, Inc., 1998, p.170.
- 16 Dahlsgard, Inga, Women in Denmark: Yesterday and Today, Det Danske Selskabm 1980, P.132.
- 17 Skard, Torild and Haavi-Mannila, Elina, "Mobilization of Women at Elections," *Unfinishted Democracy*, p.39.
- 18 たとえば 1918 年 9 月、アメリカの大領領ウッドロー・ウィルソンは、女性参政権付与の憲法修正案をめぐって難航していた上院で、その支持を求め次のように述べていた。「私は、女性に参政権を与える憲法修正案が上院に上程されていることは現在われわれが戦っている世界大戦を勝利に導く上で、必要不可欠なことであると考えています。・・・戦いが終わると直ぐに

解決しなければならない重要な問題を正しく解決するために・・・かつて決して必要としてこなかった女性たちの憐憫の情、洞察力そして清廉な道徳的本能を・・・必要としています」Lind, Arthur S, The Papers of Woodrow Wilson, Vol. 51., Sept. 14~Nov. 8, 1918, Princeton University Press, pp.158~161. 進藤久美子『ジェンダー・ポリティックス』52頁。

- 19 Siim, Birte, "Toward a Gender Sensitive Framework for Citizenship: Comparing Denmark, Britain and France," GEE Working Paper No.4., Aalborg Univ. 1998, p.13.
- 20 Hernes, Helga, Maria, Hanninen-Salmelin, Eva, "Women in the Corporate System," *Unfinished Democracy*, p.106.
- 21 Dahlerup, Drude and Gulli Brita, "Women's Organizations in the Nordic Countries: Lack of Force or Counterforce?" Unfinishted Democracy, p.22. [Danish Women's Society (1871), Norwegian Women's Society (1884), Fredrika- Bremer Society (1884), Suomen Naisyhdistys (1884, フィンランド), Unionen (1892), Icelandic Women's Rights Association (1907)]

Halsaa, Beatrice, "A Strategic Partnership for Women's Policies in Norway," Women's Movements and Public policy in Europe, Latin America, and the Caribbean pp.168~170.

- 22 Dahlerup, Drude and Gulli, Brita, "Women's Organization in the Nordic Countries: Lack of Force or Counterforce?" *Unfinished Democracy*, pp.13-15. [スウェーデンで 1896 年、デンマーク、1899 年、ノルウェー、1904 年、フィンランド、1911 年に組織される]
- 23 Rosenbeck, Bente, "Nordic women's studies and gender research," *Is there a Nordic feminism?* pp.344~348.
- 24 実際 1997年には、16歳以上の労働力として 北欧諸国のすべての国で男女の労働比率は同数 に達している。Nordic Council of Ministers, Women and Men in the Nordic countries 1999; Facts and figures 1999, TemaNord, 1999, p.11.

- 25 Haavio-Mannila, Elina and Skard Torild, "The Arena for Political Activity: The Position of Women in the Nordic Societies Today," *Unfinished Democracy*, pp.2~3.
- 26 "Ibid.," p.4.
- 27 "Ibid.," p.3.
- 28 "Ibid.," p.2.
- 29 Dahlerup, Drude and Gulli Brita, "Women's Organizations in the Nordic Countries: Lack of Force or Counterforce?" *Unfinished Democracy* p.33.
- 30 "Ibid.," p.25.
- 31 Haavio-Mannila, Elina and Skard Torild, "The Arena for Political Activity: The Position of Women in the Nordic Societies Today,." Unfinished Democracy p.8.
- 32 Dahlerup, Drdude and Gulli Brita, "Women's Organizations in the Nordic Countries: Lack of Force or Counterforce" Unfinished Democracy p. 22.
- 33 進藤久美子「ジェンダーから読み解く日本の 政治:杉並・生活者ネットワークの更なる発展 に向けて』杉並・生活者ネットワーク『吾・ 輪・輪: 20 周年記念』 2002 年 11 月、3 ~ 5 頁。
- 34 Eduard, Maud, Halsaa, Beatrice and Skejeie, Hege, "Equality: How Equal," *Unfinished Democracy*, pp.158~159.
- 35 Bystydzienski, Jill M. "Influence of Women's Culture on Public Politics in Norway," Bystydzienski, Jill M. ed., Women Transforming Politics: Worldwide Strategies For Empowerment, Indiana Univ. Press, 1992, pp.12~13. 同論文では、伝統的女性組織と第二波フェミニズムの女性たちの共闘がノルウェーで70年代女性政策の進展を可能とした点が協調されているが、実際スカンディナヴィア地域に限らずこの時期のそうした二様のフェミニズム運動の共闘が、70年代をグローバルなレベルで女性の時代にしていた。進藤久美子『ジェンダーで読む日本政治一歴史と政策』216~257頁。

Dahlerup, Drude, and Gulli, Brita, "Women's Organizations in the Nordic Countries: Lack of Force or Counterforce,"

p.15.

- 36 進藤久美子『ジェンダー・ポリティックス』 132 ~ 153 頁。
- 37 Scott, Hilda., Sweden's "Right to be Human" Sex-Role Equality: The Goal and the Reality, M.E.Sharpe Inc., 1982, pp.3~7. p.., 15
- 38 平等か保護かの伝統的ディベイトは、平等か 相違かといった枠組みでもまた語られる。

Nijeholt, Geertje Lycklama a, Vargas, Virginia, and Wieringa, Saskia ed., Women's Movements and Public Policy in Europe, Latin America, and the Caribbean, Garland Publishing, Inc., 1998, p.11.

- 39 Rosenbeck, Bente, "Nordic women's studies and gender research," *Is there a Nordic Feminism?* p..346.
- 40 Eduard, Maud, Halsaa, Beatrice and Skjeie, "Equality: How Equal?" *Unfinished Democracy*, p.145.
- 41 "Ibid.," p.136
- 42 "Ibid.," pp.136~137.
- 43 A joint project of International IDEA and Stockholm University, "Global Database of Quotas for Women."
- 44 Phillips, Anne, *The Politics of Presence*, Oxford: Clarendon Press, 1995, p.57
- 45 進藤久美子『ジェンダー・ポリティックス』73 頁。
- 46 フランス、ギリシャ、インド、韓国を始め、 アルゼンチン、ボリビア、ブラジル、ガイアナ、 ホンデュラス等の中南米の多くの国で近年、 憲 法にクウォータ制を取り入れている。

A joint project of International IDEA and Stockholm University, "Global Database of Quotas for Women."

- 47 Freidenvall, Lenita, "Women's Political Representation and Gender Quotas-the Swedish Case" Working Paper Series 2003:2 The research Program on Gender Quotas, www.statsvet.su.se/quotas.p.2.
- 48 Ibid .,p.3, p.28.
- 49 Matland, Richard E., "The Norwegian Experience of Gender Quotas," A paper presented at the International Institute for

- Democracy and Electoral _Assistance, (IDEA)/CEE Network for Gender Issues Conference, 22-23 October 2004, p.6.
- 50 Siim, Birte, "Vocabularies of Citizenship and Gender, The Danish Case," Gender, Empowerment and Politics Research Programme, Working Paper No.6. p.10.,
- 51 Eduards, Maud, Halsaa, Beatrice and Skjeie, Hege, "Equality: How Equal?" *Unfinished Democracy*, p.145.
- 52 積極的差別是正政策を意味する英語は、アメリカではアファーマティブ・アクション、ヨーロッパではポジティヴ・アクションという語で定着している。辻村みよ子編『世界ノポジティヴ・アクションと男女共同参画』東北大学出版会、2004年。6~10頁。
- 53 Dahlsgard, Women in Denmark: Yesterday and Today, pp.216~217.
- 54 Bystydzienski, Jill M. "Influence of Women's Culture on Public Politics in Norway," Women Transforming Politics: Worldwide Strategies for Empowerment, pp19~21.
- 55 Scott, Hilda, Sweden's "Right to be Human" : Sex-Role Equality: The Goal and the Reality, pp. 33~34
- 56 Eduard, Maud, Halsaa, Beatrice and Skejeie, Hege, "Equality: How Equal?" *Unfinished Democracy*, p.147.
- 57 Bystydzienski, Jill, M., "Influence of Women's Culture on Public Politics in Norway," Women Transforming Politics: Worldwide Strategies For Empowerment, pp.19~21.
- 58 Andersen, John, Borchorst, Anette, Christensen, Ann=Dorte, Dahlerup, Drude, Larsen Og, Jorgen Elm, Siim Birte ed., "Project Outline: Gender, Democracy and Welfare States in Transition," Gender, Empowerment and Politics Research Programme, 1997, p. 12.
- 59 Eduard, Maud, Halsaa, Beatrice and Skejeie, Hege, "Equality: How Equal?" *Unfinished Democracy*, pp.143~144.
- 60 進藤久美子『ジェンダーで読む日本政治』

 $227 \sim 257$ 頁。

- 61 『同掲書』8~10頁。
- 62 Hernes, Helga Maria, Welfare State and Woman Power, Norwegian University Press, 1987, p.136.
- 63 Dahlsgard, Women in Denmark: Yesterday and Today,, pp.217~218
- 64 国際連合『世界の女性 1995 年ーその実態 と統計』(財)日本統計協会訳、(財)日本統計協 会出版社、平成7年 258 頁。
- 65 『同掲書』 302 頁。
- 66 『同掲書』225 頁。
- 67 進藤久美子『ジェンダー・ポリティックス』 108 ~ 122 頁。
- 68 Siim Birte, "Towards a Gender Sensitive Framework for Citizenship:Comparing Denmark, Britain and France, Gender," Empowement and Politics Research Programme, Working paper, Text No. 4, p.10.
- 69 進藤久美子『ジェンダー・ポリティックス』 146 ~ 153 頁。
- 70 1980年の第二回世界女性会議(コペンハーゲン大会)で日本もまた署名した「女性差別撤廃条約」は、第4条で、「締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはいけない・・・」と明記し、アファーマティブ政策の正当性を主張していた。実際その政策はジェンダー平等のための、グローバル・スタンダード政策となっていることに、留意すべきである。

関哲夫編『資料集 男女共同参画社会』ミネルヴァ書房、2001年 34頁。

- 71 Halsaa, B eatrice, Hernes, Helga Maria and Sinkkonen Sirkka, "Introduction", *Unfinished Democracy*, "Introduction," p.xix.
- 72 日本で、1999 年男女共同参画社会基本法が制定・施行されると、21 世紀世紀転換期にかけて、突如、ジェンダーフリー・バッシングの社会的風潮が社会をおおい、いわゆるジェンダーフリー・バッシング(叩き)の波が、憲法改正や、教育基本法改正の波と連動していることは、日本の政治文化のありようを示唆している。